基発第0425004号 平成17年 4月25日

局内各部課室の長殿

労働基準局長(公印省略)

国家公務員倫理規程の一部を改正する政令の施行について (通知)

標記について、別添のとおり通知されたので、改正内容について所属職員に対し周知徹底を図るとともに、その施行に遺漏のないよう取り扱われたい。



厚生労働省発人第0401006号 平成17年4月1日

各内部部局の長殿

厚生労働事務次官 (倫理監督官) (公印省略)

国家公務員倫理規程の一部を改正する政令の施行について(通知)

職員の職務に係る倫理の徹底及び綱紀の厳正な保持については、従来より格別のご配意を煩わしているところであるが、今般、国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)第11条第1号及び国家公務員倫理規程(平成12年政令101号。以下「倫理規程」という。)附則第2条に基づく国家公務員倫理審査会の内閣に対する意見の申出にかんがみ、監修料等の取扱いの適正化を盛り込む等を内容とする国家公務員倫理規程の一部を改正する政令(平成17年政令第41号)が平成17年3月16日に別添のとおり公布され、本日から施行されることとなったので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また「厚生労働省職員の職務に係る倫理の保持のための体制整備等について」(平成13年1月10日付け厚生労働省発人第81号。以下「倫理通知」という。)についても、本日付け厚生労働省発人第0401007号のとおり、一部改正することとしたので、併せて遺漏のないよう取り扱われたい。

厚生労働省においては、昨年来不祥事が相次ぐとともに、国庫補助金関連、大量購入関連等の出版物等についての監修料の受け取りをめぐり、国民の批判を招いており、厚生労働行政に対する信頼が著しく損なわれている。したがって、厚生労働省においては、職員一人一人が、改めて倫理規程を厳正に遵守するために、自覚を持って身を律していく必要がある。

貴職においては、倫理規程の改正及び倫理通知の改正について、十分に了知のうえ、 引き続き職員の職務に係る倫理の徹底及び綱紀の厳正な保持について、所属職員に対し 周知徹底を図られたい。

なお、施設等機関、地方支分部局及び所管公益法人その他の団体等についても、この趣 旨の周知に格段のご配意をお願いする。

2

この政令は、平成一七年四月一日から施行す

ることとした。

官

4 倸 贈与等報告書等の様式に関する規定の廃止関

た。(改正前の第九条関係) 告書の様式に関する規定を廃止することとし 利害関係者をして第三者に利益を受けさせる 贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報

行為を禁止することとした。(第三条第一項関 利害関係者をして第三者に利益を受けさせる

行為の禁止関係

◇環境情報の提供の促進等による特定事業者等の 6 この政令は、平成一七年四月一日から施行す 環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第 ることとした。 |条第四項の法人を定める政令(政令第四二号)

査独立行政法人等とすることとした。 第二条第四項の政令で定める法人は、 の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 環境情報の提供の促進等による特定事業者等 自動車検 く。)」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四いるものとみなされた事務に係る利害関係者を除

政

(こに公布する。 国家公務員倫理規程の 一部を改正する政令をこ

御 名 御

平成十七年三月十六日 内閣総理大臣

の一部を次のように改正する。 ,四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。 下同じ」を加え、同項第七号中「日本郵政公社」 百二十九号)第五条第一項、第六条第一項及び第 国家公務員倫理規程(平成十二年政令第百一号) 第二条第一項第二号中「をいう」の下に 「。以 内閣は、国家公務員倫理法 国家公務員倫理規程の一部を改正する政令 (平成十一年法律第

項を同条第三項とする。 こし、第九号を第八号とし、同項に次の一号を加第三条第一項中第七号を削り、第八号を第七号

掲げる行為をさせること。 利害関係者をして、第三者に対し前各号に

げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項 同条第三項中「、職員」の下に「(同項第九号に掲 をする」を「受ける」に改め、同項第八号を削り、 七号中「受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食 において同じ。)」を加える。 と共に飲食をする」を「受ける」に改め、 同項第

別職国家公務員等をいう。)」を削り、「」とする」 び「(国家公務員法第八十二条第二項に規定する特「職員としての身分」とあるのは、「職員又は」及 以下同じ。)」を加え、同条第三項中「職員が」を 除く。)」を加え、同条第二項中「倫理監督官」の に改め、「第一項の規定の適用については、同項中 下に「(法第三十九条第一項の倫理監督官をいう。 「第一項の「職員としての身分」には、職員が」 第四条第一項中「同項各号」の下に「(第九号を 同条第四項を削

政令第四十一号

を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「(本省 の下に「(以下「特定独立行政法人等」という。)」

第三条第二項第六号中「受け、又は利害関係者

小泉純一郎

幹部職員については、前項の規定により従事して 三号まで」に改め、同項を同条第五項とし、 号から第三号まで」を「前条第一項第一号から第 第三項の次に次の一項を加える。 は特定独立行政法人等」に、「第十三条第一項第一 る予算の執行の適正化に関する法律」とあるのは 定独立行政法人等」という。)」と、「補助金等に係 は「(特定独立行政法人又は日本郵政公社(以下「特 じ。)又は」と、「(特定独立行政法人等」とあるの 「特定独立行政法人又は日本郵政公社」を「又 「同法」と、第十四条第二号から第五号まで」に、

を警察庁の職員とみなす。 警務官についての第六条第一項並びに第七条第 項及び第二項の規定の適用については、 第一項及び第二項に定めるもののほか、

第十四条を第十六条とする。

に改め、同条を第十五条とする。 第十三条第一項第一号中「第七条」を「第十条」

法人等」に改め、同条を第十四条とする。 政法人又は日本郵政公社」を「又は特定独立行政第七条第一項に規定する」を加え、「、特定独立行 政法人又は日本郵政公社」を「又は特定独立行政 人等」に改め、「(訓令及び規則を含む。以下同じ。)」 法人又は日本郵政公社」を「又は特定独立行政法 法人等」に改め、同条第三号中『、特定独立行政 を削り、同条第四号及び第五号中「、特定独立行 第十二条第二号中「贈与等報告書」の下に「法

下に「〈法第六条第一項に規定する贈与等報告書を 第十条を第十二条とし、第九条を削る。 以下同じ。)」を加え、同条を第十三条とす

通念上相当と認められる」に改める。 第五条第一項中「通常一般の社交の」を「社会

二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同 に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第 を加え、「第十二条第二号から第五号まで」を「第 の下に「。以下同じ」を、「若しくは日本郵政公社」 六条第一項第一号中「補助金等又は」とあるのは の下に「(以下「特定独立行政法人等」という。)」 「補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化 第十四条第四項中「第一項及び第二項」を「第 第二項及び前項」に改め、「補助金等をいう」

これ

第十一条第一項中「規定する贈与等報告書」の

のであることを明らかにして行うもの」を削り、 同条を第十一条とする。 第八条第一項第二号中「であって職員が行うも

五条の次に次の三条を加える。 第七条を第十条とし、第六条を第九条とし、 第

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の

第六条 算機に用いるプログラムを記録した物をいう。 式により文字、図形、音、映像若しくは電子計 等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他 以下同じ。)の監修又は編さんに対する報酬を受 けてはならない。 人の知覚によっては認識することができない方 職員は、次に掲げる書籍等(書籍、

出する費用をもって作成される書籍等を含 行政法人等が支出する給付金若しくは直接支 する当該特定独立行政法人等以外の特定独立 は直接支出する費用又は当該国の機関が所管 の職員にあっては当該特定独立行政法人等を 支出する給付金又は直接支出する費用をもっ る国の機関が所管する特定独立行政法人等が **頃において同じ。)の職員にあってはその属す** て作成される書籍等を、特定独立行政法人等 会計検査院をいう。以下この項及び次条第一 委員会、警察庁、防衛庁、金融庁、各省及び れる書籍等 じ。)又は直接支出する費用)をもって作成さ 律の規定が準用されるものに限る。 助金等に係る予算の執行の適正化に関する法 所管する国の機関が支出する補助金等若しく る特定独立行政法人等が支出する給付金(補 独立行政法人等の職員にあっては、その属す 補助金等又は国が直接支出する費用(特定 (国の機関(内閣官房、内閣法制 内閣府本府、宮内庁、 公正取引 以下同

なる書籍等を含む。 て買い入れる数の合計数が作成数の過半数に の機関が所管する特定独立行政法人等におい 作成数の過半数を当該職員の属する国の機 立行政法人等を所管する国の機関及び当該国 独立行政法人等の職員にあっては当該特定独 計数が作成数の過半数になる書籍等を、特定 定独立行政法人等において買い入れる数の合 する国の機関及び当該国の機関が所管する特 る書籍等(国の機関の職員にあってはその属 関又は特定独立行政法人等において買い入れ

留軍等労働者労務管理機構は防衛庁がそれぞれ 国立公文書館は内閣府本府が、 前項の規定の適用については、 独立行政法人 官

平成 17年3月16日

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為

偽の申述を行い、又はこれを隠べいしてはならいがあると思料するに足りる事実について、虚を含む。以下同じ。)に違反する行為を行った疑員が法若しくは法に基づく命令(訓令及び規則自己若しくは自己の属する行政機関等の他の職 偽の申述を行い、 三条第一項第九号の規定に違反する行為にあっ規定に違反する行為によって当該他の職員(第立行政法人等の他の職員の第三条又は前三条の代条一条 職員は、その属する国の機関又は特定独 理の保持に責務を有する者又は上司に対して、 (法第三十九条第一項に規定する行政機関等を倫理監督官その他当該職員の属する行政機関等 いう ることを知りながら、当該利益の全部若しくはては、同号の第三者)が得た財産上の利益であ 職員は、国家公務員倫理審査会、任命権者、部を受け取り、又は享受してはならない。 以下同じ。)において職員の職務に係る倫 2

3 法第二条第三項に規定する指定職以上の職員として協理監督官が定めるものは、その管理して倫理監督官が定めるものは、その管理して得た額以上であるものに限る。)を支給される職員及びその職務と責任がこれに相当する職員として倫理監督官が定めるものに限る。)を支給される職員をして倫理監督官が定めるものは、その管理し、又は監督する職員が法又は法に基づく命令し、又は監督する職員の給与に関する法律第十条の抵別の表表の、これを黙認しては、これを黙認しては、これを黙認しては、これを黙認しては、これを黙認しては、これを黙認しては、これを黙認しては、これを黙認しては、これを黙認しては、これを黙認しては、これを黙認しては、これを黙認しては、これを黙認しては、これを默認しては、これを認定している。 3 ならない。

第八条 職員は、自己の飲食に要する費用につい(利害関係者と共に飲食をする場合の届出) て速やかに当該事項を届け出なければならなけ出ることができなかったときは、事後においただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届事項を倫理監督官に届け出なければならない。場合を除き、あらかじめ、倫理監督官が定める する費用が一万円を超えるときは、次に掲げる共に飲食をする場合において、自己の飲食に要て利害関係者の負担によらないで利害関係者と 条第四項の政令で定める法人は、次のとおりとす

であって利害関係者に該当しないものが負担について自己又は自己と私的な関係がある者する場合であって、自己の飲食に要する費用 私的な関係がある利害関係者と共に飲食を 多数の者が出席する立食パーティーにおい 利害関係者と共に飲食をするとき。

別記第一様式から別記第三様式までを削る。 するとき 跗

第一条 この政令は、 (施行期日) 平成十七年四月一日から施

Э

一項の規定は、この政令の施行の日(以下「施第二条 改正後の国家公務員倫理規程第十一条第 て適用し、施行日前に支払を受けた報酬につい ては、なお従前の例による。 (経過措置)

お従前の例による。 て適用し、施行日前にした行為については、 て適用し、施行日前にした行為については、な務員倫理規程は、施行日以後にする行為につい 前項に規定するもののほか、改正後の国家公

内閣総理大臣 総務大臣 麻生 太郎 小泉純一郎

条第四項の法人を定める政令をここに公布する。 環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の

名 御

御

平成十七年三月十六日

政令第四十二号

内閣総理大臣

小泉純一郎

環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二 法律 (平成十六年法律第七十七号) 第二条第四項 業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する の規定に基づき、この政令を制定する。 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の 内閣は、環境情報の提供の促進等による特定事 等の環境に配慮した事業活動の促進に関す る法律第二条第四項の法人を定める政令 環境情報の提供の促進等による特定事業者

石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法 開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立 立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・ 障害者雇用支援機構、独立行政法人国立環境研 政法人環境再生保全機構、独立行政法人高齢・ 行政法人水産総合研究センター、独立行政法人 能力開発機構、 航空研究開発機構、独立行政法人海洋研究開発 入中小企業基盤整備機構、 自動車検査独立行政法人、独立行政法人宇宙 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合 独立行政法人国立高等専門学校機構、 独立行政法人家畜改良センター、 独立行政法人産業技術総合研究 独立行政法人鉄道建 独立行 独

> 独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源 設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都 機構、独立行政法人理化学研究所及び独立行政 センター、独立行政法人物質・材料研究機構、 技術研究機構、独立行政法人農林水産消費技術 独立行政法人農業・生物系特定産業

入岐阜大学、国立大学法人九州工業大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人番川大学、国立大学法人題、大学、国立大学法人題、国立大学法人大阪大学、国立大学法人の山学、国立大学法人大阪大学、国立大学法人 法人琉球大学及び国立大学法人和歌山大学 梨大学、国立大学法人横浜国立大学、国立大学 大学、国立大学法人山口大学、国立大学法人山等、国立大学法人宫崎大学、国立大学法人山形 学法人福島大学、国立大学法人北海道教育大学、 法人広島大学、国立大学法人福井大学、国立大 松医科大学、国立大学法人弘前大学、国立大学 学法人富山大学、国立大学法人長崎大学、国立 学、国立大学法人德島大学、国立大学法人鳥取 法人東京工業大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人東京学芸大学、国立大学 州大学、国立大学法人千葉大学、国立大学法人 大学、国立大学法人島根大学、国立大学法人詹国立大学法人滋賀医科大学、国立大学法人静岡 国立大学法人埼玉大学、国立大学法人佐賀大学、国立大学法人高知大学、国立大学法人神戸大学、 立大学法人熊本大学、国立大学法人群馬大学、大学法人九州大学、国立大学法人京都大学、冒 立大学法人大分大学、国立大学法人大阪教育大学法人学都宫大学、国立大学法人爱媛大学、国 国立大学法人北海道大学、国立大学法人三重大 大学、国立大学法入新潟大学、国立大学法人浜 大学法人名古屋工業大学、国立大学法人名古屋 学法人東京医科歯科大学、国立大学法人東京海 筑波大学、国立大学法人電気通信大学、国立大 法人茨城大学、园立大学法人岩手大学、国立大学田大学、国立大学法人旭川医科大学、国立大学 田大学、国立大学法人旭川医科大学、国立大学法人秋国立大学法人愛知教育大学、国立大学法人秋 立大学法人東京殷工大学、国立大学法人東北大 国立大学法人富山医科薬科大学、国立大 国

Ħ 核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究

究機構及び大学共同利用機関法人自然科学研究

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研

日本環境安全事業株式会社

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。 内閣総理大臣 環境大臣 小泉純一郎

十九年法律第八十五号)附則第十六条の規定に基

〇総務省令第三十二号

省

令

日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五

する 株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部づき、東日本電信電話株式会社の西日本電信電話

を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月十六日

総務大臣

める 続料規則」に改め、同条第二項を削る。 く。)」に改め、同項ただし書中「同規則」 接続料規則附則第十二項に規定する方法を除 規定する接続料を算定する際に用いた方法(改正 に規定する方法」を「各事業年度において前条に 第五条第一項第一号ロ中「(第三条」を「(同条) 第四条第一項中「接続料規則第四章及び第五章 を 授

三のへの機能を除く、)」を「三の四の項」に改

第三条中「もの」を「接続料」に、「(同表備考

二十年三月三十一日」に改める。

成十七年総務省令第十四号」に改める。

第一条中「平成十五年総務省令第八十号」を「平

第二条中「平成十七年三月三十一日」を「平成

年総務省令第百十九号)

の一部を次のように改正

会社に対する金銭の交付に関する省令(平成十五

東日本館信電話株式会社の西日本館信電話株式

の一部を改正する省令

株式会社に対する金銭の交付に関する省令 東日本電信電話株式会社の西日本電信電話

第二号」を「同項第二号」に改め、 第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」 項第二号」を「同項第二号」に改める。 条第二項中「前項第一号」を「同項第一号」に、「前 に、「第一項第一号」を「同項第一号」に、「第一項 口の機能に限る。)及び三の四の項」に改め、同条 二までの機能に限る。)」を「同表備考二のイ及び に、「第一項ただし書」を「ただし書」に改め、 二項とする。 第六条第一項第一号イ中「同表備考三のイから 同項を同条第 同

改める 第七条中 「第六条第一 項 を 「前条第一 項

附

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

傍線
の
部
分は
改
Œ
部
分

	<u></u>						•							,	第		
約に関する事務 これらの契約を締結している事業者等、これら 政公社(以下「特定独立行政法人等」という。) の業務に係る契	務又はこれらの契約に相当する特定独立行政法人若しくは日本郵	二十二年法律第三十五号)第二十九条に規定する契約に関する事	七 国の支出の原因となる契約に関する事務若しくは会計法(昭和	三~六 (略)	等又は特定個人	金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者	金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助	なる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助	掲げる間接補助金等を含む。)の交付を受けて当該交付の対象と	金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第四項第一号に	をいう。以下同じ。)を交付する事務 当該補助金等(当該補助	昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等	二 補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(一 (略)	第二条 (略)	(利害関係者)	
特定独立行	契約に相当	三十五号)	因となる契		•	請をしよう	請をしてい	業を行って	金等を含む	の財源の今	じ。)をな	第百七十五	助金等にな		•		改
政法人等」	する特定独	第二十九条	入約に関する			ことしている	る事業者等	いる事業者	り。) の交付	部又は一葉	文付する事政	八号) 第二名	示る予算の対	٠.			Œ
という。)	立行政法人	パに規定する	事務若しく			ことが明ら	マスは特定個	等又は特定	を受けて当	品とする同名	33 当該補助	米第一項に担	刊の 適正化				後
の業務に区	(若しくは口	契約に関す	、は会計法			つかである東	一人及び当該	쌷個人、当 数	□該交付の対	*第四項第	の金等 (当社	成定する 補助	化に関するが				
でる ラ 契 一	本郵	yる事	(昭 和		_	争業者	談補 助	設補助	対象と	一号に	該補助	助金等	法律 (
政公社の業務に	務又は	二十二	七 国の支出の原	三~六	個人	の申請さ	の申請は	は事業	補助金	にその	をいう	昭和三	二補助	一 · (略)	第二条((利害関係者)	
政公社の業務に係る	務又はこれらの契	平法律第三-	文出の原因	(略)	٦	をしようと	をしている	は事業を行ってい	等を含む。	財源の全部)を交付	十年法律第	金等(補助		(略)	係者)	
の契約に関 す	約に相当する	十五号)第二	となる契約に			しているこ	事業者等又:	る事業者等	の交付を	又は一部と	する事務	百七十九号	金等に係る				現
9	<u>නු</u> .	<u> </u>	は、関			とが明	は特定	又は特	受けて	する同々	当該補:	第二	予算の				
る事務	符定独立	九条に	する事			つらか	個人	定個	当該	栄	助金	条第	執行				行
る事務。これらの契	特定独立行政法人若	九条に規定する契	ζする事務若しくは			つらかである事業	個人及び当該補	定個人、当該緬	当該交付の対象	梁第四項第一号	助金等 (当該神	条第一項に規定	執行の適正化に				行
これらつきりつきにみたっている事を言葉して、係る契約に関する事務。これらの契約を締結して	契約に相当する特定独立行政法人若しくは日本郵	二十二年法律第三十五号)第二十九条に規定する契約に関する事	因となる契約に関する事務若しくは会計法(昭和			の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定	の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付	いる事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付	補助金等を含む。)の交付を受けて当該交付の対象となる事務又	にその財源の全部又は一部とする同条第四項第一号に掲げる間接	をいう。)を交付する事務 当該補助金等(当該補助金等を直接	昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等	補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(į		行

しようとしていることが明らかである事業者等

(削る) ·八 ~ 十

の契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みを

八~十 (略)

2 九条第 いう。次項において同じ。 規定する本省審議官級以上の職員のうち、次に掲げる者以外の者を 前項の規定の適用については、 一項に規定する行政機関等をいう。 ば その属する行政機関等(法第三十 本省幹部職員 以下同じ。 (法第二条第四項に の他の職員

| 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条から第 七条、 九条までに規定する機関に勤務する職員 五十七条までに規定する機関(警察庁を除く。 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十八条、 第三十九条、 第四十条 第四十三条及び第五十四条から第 に勤務する職員 第三十

号までに掲げる事務にも従事しているものとみなす。

が職務として携わる前項第一号から第三号まで及び第八号から第十

する機関に類する機関に勤務する職員 人事院事務総局並びに宮内庁及び警察庁に置かれる前号に規定

特定独立行政法人に勤務する職員

五 日本郵政公社に勤務する職員

3 事しているものとみなされた事務に係る利害関係者を除く。 職員の利害関係者(本省幹部職員については、 職員に異動があった場合において、当該異動前の官職に係る当該 別表検事の項二号から五号までの俸給月額の俸給を受ける検事 検察官の俸給等に関する法律 (昭和二十三年法律第七十六号) 前項の規定により従

れらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業

当該利害関係者であった者は、

職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該官職に係る他

職員に異動があった場合において、当該異動前の官職に係る当該

の職員の利害関係者であるときは、

2

あるものとみなす。 きは、その日までの間) であった者が当該官職に係る他の職員の利害関係者でなくなったと 当該異動の日から起算して三年間(当該期間内に、当該利害関係者 は、当該異動があった職員の利害関係者で

(略)

(禁止行為)

第三条 一~六 (略) (略)

(削る)

(略)

(略)

九 ک ک 利害関係者をして 第三者に対し前各号に掲げる行為をさせる

2 できる。 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことが

一~五 略)

六 飲食物の提供を受けること。 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から

七 物の提供を受けること。 職務として出席した会議において、 利害関係者から簡素な飲食

(削る)

3

4(略)

(禁止行為)

第三条 略)

一~六

(略)

利害関係者と共に飲食をすること。

八 (略)

九 (略)

2 できる。 前項の規定にかかわらず、職員は、 次に掲げる行為を行うことが

一~五 (略)

六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から 七 物の提供を受け、 飲食物の提供を受け、 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること。ただ 職務として出席した会議において、 又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。 又は利害関係者と共に飲食をすること。 利害関係者から簡素な飲食

あるときは、 して三年間 に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの問 った者が、異動後引き続き当該官職に係る他の職員の利害関係者で は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。 (当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該官職 当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算

(禁止行為の例外)

(第九号を除く。) に掲げる行為を行うことができる。 でいう。以下同じ。)がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯のとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯のとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯のとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯のという。以下同じ。)がある者であって、利害関係者に該当するも第四条 職員は、私的な関係(職員としての身分にかかわらない関係

くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招

くおそれがないと認めて許可したものに限る。
下同じ。)が、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招ては、倫理監督官(法第三十九条第一項の倫理監督官をいう。以ては、倫理監督官(法第三十九条第一項の倫理監督官をいう。以

当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
おいの行為が行われた時における時価よりも著しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受持た場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しくは不動産の貸付けを受持しては不動産の貸付けを受けた場合において、それらの対価がその負債が、利害関係者から、物品

(禁止行為の例外)

定場ける行為を行うことができる。 に掲げる行為を行うことができる。 のとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯のとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯のとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯第四条 職員は、私的な関係(職員としての身分にかかわらない関係

くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招

(削る)

務員等としての身分を含むものとする。

員法第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等をいう。)と

「職員又は特別職国家公務員等(国家公務

同項中「職員とし

しての身分」とする

む。)における第一項の規定の適用については、

て在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し提として職員として採用された場合(一の特別職国家公務員等としき特別職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前別職国家公務員等をいう。以下同じ。) となるため退職し、引き続

引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含

ての身分」とあるのは、

3

4 職員は、同じ部局、機関若しくは特定独立行政法人若しくは日本野政公社で勤務した関係又は国の機関、特定独立行政法人若しくは日本郵政公社が行った研修者に該当するものと共にする飲食についてる者であって、利害関係者に該当するものと共にする飲食についてるが食に要する費用を負担するときに限り、前条第一項の規定にかかわらず、これをすることができる。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

倫理監督官に相談し、その指示に従うものとする。

3

職員が、

法

(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第二項に規定する特

任命権者の要請に応じ特別職国家公務員等(国家公務員

度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程第五条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

対する報酬を受けてはならない。

ブログラムを記録した物をいう。以下同じ。)の監修又は編さんに、でい方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いる的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ第六条 職員は、次に掲げる書籍等(書籍、雑誌等の印刷物又は電子

該特定独立行政法人等を所管する国の機関が支出する補助金等若 て作成される書籍等を、特定独立行政法人等の職員にあっては当 定独立行政法人等が支出する給付金又は直接支出する費用をもっ しくは直接支出する費用又は当該国の機関が所管する当該特定独 いて同じ。 て作成される書籍等 されるものに限る。 員にあっては、その属する特定独立行政法人等が支出する給付金 内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、防衛庁、金融 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用 補助金等又は国が直接支出する費用(特定独立行政法人等の職 各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第一項にお の職員にあってはその属する国の機関が所管する特 以下同じ。 (国の機関(内閣官房) 又は直接支出する費用) 内閣法制局、 をもつ 人事院

供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて「第五条(職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その

2 (略)

は直接支出する費用をもって作成される書籍等を含む。)立行政法人等以外の特定独立行政法人等が支出する給付金若しく

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

れぞれ所管するものとみなす。

府本府が、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構は防衛庁がそ

2

前項の規定の適用については、

独立行政法人国立公文書館は内閣

全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

「第三者」が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の第三条第一項第九号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三条又は前二条の規定に違反する行為によって当該他の職第七条 職員は、その属する国の機関又は特定独立行政法人等の他の第一位。

関等をいう。以下同じ。)において職員の職務に係る倫理の保持に該職員の属する行政機関等(法第三十九条第一項に規定する行政機2 職員は、国家公務員倫理審査会、任命権者、倫理監督官その他当

ならない。 足りる事実について、 む。以下同じ。 機関等の他の職員が法若しくは法に基づく命令(訓令及び規則を含 **責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは自己の属する行政** に違反する行為を行った疑いがあると思料するに 虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしては

3 はならない 疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認して 又は監督する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った 額(その額が調整前における俸給月額に百分の十を乗じて得た額以 の給与に関する法律第十条の二第一項の規定による俸給の特別調整 上であるものに限る。 れに相当する職員として倫理監督官が定めるものは 法第二条第三項に規定する指定職以上の職員並びに一般職の職員)を支給される職員及びその職務と責任がこ その管理し、

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第八条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担 ばならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出る 出なければならない。 あらかじめ、 ことができなかったときは、 食に要する費用が一万円を超えるときは、 によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、 倫理監督官が定める事項を倫理監督官に届け出なけれ 事後において速やかに当該事項を届け 次に掲げる場合を除き、 自己の飲

多数の者が出席する立食パーティーにおいて、

利害関係者と共

•				(削る)		2 (略)		演等の報酬	酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講	一 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報		第十一条(略)	(贈与等の報告)		每1000000000000000000000000000000000000	- る者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき。	自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係があ	二 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、	に飲食をするとき。
る。 ・	3 法第八条第一項の所得等報告書は、別記第三様式によるものとすう。)は、別記第二様式によるものとする。	4第七条第一項の	,	第九条 法第六条第一項の贈与等報告書 (以下「贈与等報告書」とい	(報告書の様式)	2 (略)	の報酬	演等であって職員が行うものであることを明らかにして行うもの		和 一利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報	一 (略)	第八条(略)	(贈与等の報告)	,	育へ巻・		න <u>ි</u>	,	

第十二条(略)

(贈与等報告書の閲覧)

等報告書の閲覧」という。)は、当該贈与等報告書の提出期限の翌に規定する贈与等報告書をいう。以下同じ。)の閲覧(以下「贈与第十三条 法第九条第二項に規定する贈与等報告書(法第六条第一項

日から起算して六十日を経過した日の翌日以後これをすることがで

2 きる。

2~4 (略)

(各省各庁の長等の責務)

第十四条 (略)

- 務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。その他の当該各省各庁又は特定独立行政法人等に属する職員の職理審査会への送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備理審査会への送付並びに贈与等報告書等の関覧のための体制の整備理審査会への送付並びに贈与等報告書等の関覧のための体制の整備をのののの受理、審査及び保存、報告書等の写しの国家公務員倫別のののののでは、「報告書表が、関係を表示を表示して、「報告書表が、関係を表示して、「報告書表が、関係を表示して、「報告等報告書、法第七条第一項に規定する株取引等報告書及び、関係を表示して、「報告等報告書、法第七条第一項に規定する株取引等報告書及び、
- こと。 に基づく命令に違反する行為を行った場合には、厳正に対処するに基づく命令に違反する行為を行った場合には、厳正に対処する二 当該各省各庁又は特定独立行政法人等に属する職員が法又は法

第十条 (略)

(贈与等報告書の閲覧)

できる。
翌日から起算して六十日を経過した日の翌日以後これをすることが
与等報告書の閲覧」という。)は、当該贈与等報告書の閲覧(以下「贈

2~4 (略)

(各省各庁の長等の責務)

第十二条 (略)

(略)

- の保持のための体制の整備を行うこと。
 で独立行政法人又は日本郵政公社に属する職員の職務に係る倫理保存、報告書等(以下「報告書等」という。)の受理、審査及び所得等報告書等(以下「報告書等」という。)の受理、審査及び所得等報告書、株取引等報告書及び法第八条第三項に規定する
- に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。 員が法又は法に基づく命令(訓令及び規則を含む。以下同じ。)三 当該各省各庁、特定独立行政法人又は日本郵政公社に属する職

よう配慮すること。 機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないに基づく命令に違反する行為について倫理監督官その他の適切な四 当該各省各庁又は特定独立行政法人等に属する職員が法又は法

等に属する職員の倫理感のかん養及び保持に努めること。五一研修その他の施策により、当該各省各庁又は特定独立行政法人

(倫理監督官の責務等)

第十五条 (略)

相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。 一その属する行政機関等の職員からの第四条第二項又は第十条の

二~四 (略)

2 (略)

(地方警務官に関する特例)

第十六条 (略)

2・3 (略)

| 六条第一項並びに第七条第一項及び第二項の規定の適用については| 4 第一項及び第二項に定めるもののほか、地方警務官についての第

てのこの政令の規定の適用については、第二条第一項第二号中「補5 第一項、第二項及び前項に定めるもののほか、地方警務官につい

これを警察庁の職員とみなす。

いを受けないよう配慮すること。の他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱員が法又は法に基づく命令に違反する行為について倫理監督官そ四 当該各省各庁、特定独立行政法人又は日本郵政公社に属する職

は日本郵政公社に属する職員の倫理感のかん養及び保持に努める五の一個の施策により、当該各省各庁、特定独立行政法人又

ے ک

(倫理監督官の責務等

第十三条 (略)

相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。 その属する行政機関等の職員からの第四条第二項又は第七条の

二~四(略)

2

(略)

(地方警務官に関する特例)

2・3 (略)

第十四条

(略)

の政令の規定の適用については、第二条第一項第二号中「補助金等|4|第一項及び第二項に定めるもののほか、地方警務官についてのこ|

属する職員」とあり、 第二項中「その属する行政機関等の職員」とあるのは「地方警務官 から第五号までの規定中「当該各省各庁又は特定独立行政法人等に 行の適正化に関する法律」とあるのは「同法」と、第十四条第二号 特定独立行政法人等」という。 人等」 する補助金等をいう。以下同じ。 又は」 規定する契約に関する事務」と、第六条第 規定する契約に関する事務又は地方自治法第二百三十四条第一項に あるのは「、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十九条に 定独立行政法人等」という。)の業務に係る契約に関する事務」と 契約に相当する特定独立行政法人若しくは日本郵政公社(以下「特 第三十五号)第二十九条に規定する契約に関する事務又はこれらの に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定 補助金の」と、同項第七号中「若しくは会計法(昭和二十二年法律 補助金等を含む。)の」とあり、及び「補助金等の」とあるのは「 接にその財源の全部又は一部とする同条第四項第一号に掲げる間接 が支出する補助金をいう。)」と、「補助金等(当該補助金等を直 律第六十七号)第二百三十二条の二の規定により普通地方公共団体 以下同じ。)」とあるのは「補助金(地方自治法 十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。 とあるのは とあるのは「補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三 並びに前条第 (特定独立行政法人又は日本郵政公社 ر کر 又は」と、 一項第一号から第三号まで及び 「補助金等に係る予算の執 一項第一号中 「(特定独立行政法 (昭和二十二年法 「補助金等

> け」とあるのは 警務官」と、同条第一項第三号中 で及び第二項中「その属する行政機関等の職員」とあるのは「地方 務」とあるのは「、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十 に属する職員」とあり、並びに第十三条第一項第一号から第三号ま までの規定中「当該各省各庁、 九条に規定する契約に関する事務又は地方自治法第二百三十四条第 をいう。)」と、 定独立行政法人若しくは日本郵政公社の業務に係る契約に関する事 項第七号中「若しくは会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二 部又は一部とする同条第四項第一号に掲げる間接補助金等を含む. あるのは 十九条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する特 律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)」と 二百三十二条の二の規定により普通地方公共団体が支出する補助金 項に規定する契約に関する事務」と、 の」とあり、及び「補助金等の」とあるのは「補助金の」と、 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 「補助金(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 「国家公安委員会を補佐し」とする。 「補助金等(当該補助金等を直接にその財源の全 特定独立行政法人又は日本郵政公社 「その属する各省各庁の長等を助 第十二条第二号から第五号 (昭和三十年法 同

	· A	用	溆 .		盟 作
(霊ゆ)				·	別記第一様式 (第九条関係) 年 月 日提出
-					贈与等報告書
	•		. <i>.</i>		(各省各庁の長等) 殿 (所 属 部 局) (官 職) (氏 名) 印
			·		贈与等により利益を受け又は報酬 の支払を受けた年月日
					贈与等又は報酬の支払の基因となった事実
	•	•		٠.	贈与等の内容又は報酬の内容
					贈与等により受けた利益又は支払 を受けた報酬の価額
		. •			贈与等により受けた利益又は支払 を受けた報酬の価額として推計し た額を記載している場合にあって は、その推計の根拠
					供応接待を受けた場合にあっては、 当該供応接待を受けた場所の名称 及び住所並びに当該供応接待の場 に居合わせた者の人数及び職業(多 数の者が居合わせた立会パーティ 一等の場において受けた供応接待 にあっては、当該供応接待の場に 居合わせた者の摂数)
	•				贈与等をした事業者等又は報酬を 支払った事業者等の名称及び住所
			-		法第二条第六項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)
•	·				贈与等をし、又は報酬の支払をし た事業者等と職員の職務との関係 及び当該職員が属する行政機関と の関係
			· .		(注) (一) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 (二) 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては、贈与、供応接待等の事実を、職員が報酬の支払を受けた場合にあっては、職員が提供した人的役務の内容並びに職員が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載する。 (三) 「贈与等の内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの種類を記載する。 (四) 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計をした根拠を記載する。 (五) 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入する。

		徽				照	4	<u> </u>	
数 片	-			別記	 第二様式(
(霊ゆ)	•						•	年 月	日提出
						株 取 引)等報台	吉 書	
	•			(各	省各庁の長等)	(所 属	部 局)	
			-				(官 (氏	部 局) 職) 名)	印
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	年月日	株券等の種類	銘 柄	数 対価の	Œ.
					-	·			
				1			ļ		
			1						
				H	ģ			· ·	
<u>.</u>			· .	į	-	<u> </u>			
				-{					
				1	}	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
				}			·		
•									
		·							
			-	-[
•		•		. (#	ŧ		·		
,			3			<u> </u>	·	· ·	
			.		 	<u></u>	<u> </u>	 	
			! 			 			
•			1 1 0 0		-				
				- Jackson					
	,								

;

	松	H	¥ :	ж .		現 作
(至ん)			,			別記第三様式(第九条関係)
	· .					年 月 日提出 所得等報告書
·	·					(各省各庁の長等) 殿 (所 属 部 局) (官 職) (氏 名) 印
				•		所得金額 基因となった事実
		v.				事業所得不動産所得
	,					利 子 所 得
	·		٠.			A 与 所 得 雑 所 得
						譲 渡 所 得一 時 所 得
•			·			サ業 土地等の 雑 所得
						麗 短期 譲 渡 所 得 票 票 票 票 票 票 票 票 票 票 票 票 票 票 票 票 票 票
						税 株式等の *業・譲渡 経 所得 山 林 所 得
						贈与税の課税価額
				·	((注) (一) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 (二) 「基因となった事実」欄には、「所得金額」欄に100万円を超える金額が記載され た項に係る「基因となった事実」欄に限り所得の基因となった事実を記載する。
		`	~.			

国家公務員倫理規程の一部改正(平成17年4月1日施行)のポイント

1 監修料の適正化を図る

- 補助金等又は国が直接支出する費用等をもって作成される書籍等及び作成数の過半数を当該職員の属する国の機関等において買い入れる書籍等の監修料及び編さん料の受領を禁止する。
- 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた監修料等については、職員が行うものであることを明らかにしない場合であっても、贈与等報告の対象とする。 (利害関係者から支払を受けた監修料等については、従来どおりすべて報告の対象。)

2 職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等を禁止する

- 他の職員が倫理規程違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りなが ら、これを受け取り、又は享受することを禁止する。
- 国家公務員倫理審査会、任命権者、倫理監督官、上司等に対して、倫理法令違反 行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行うこと、 又は隠ぺいすることを禁止する。
- 管理者については、部下職員が倫理法令違反行為を行った疑いがあると思料する に足りる事実を黙認することを禁止する。

3 規制基準を分かりやすくする

- 本省幹部職員に係る利害関係者のみなし規定を廃止する。
- 自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共 に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、倫 理監督官へ届け出なければならないこととする。(利害関係者による供応接待は、 従来どおり金額にかかわらず禁止。)

4 その他

- 贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書の様式に関する規定を廃止する。 (様式は倫理審査会が定める。)
- 利害関係者に要求して第三者に利益を受けさせる行為を禁止する。
- 第5条第1項中「通常一般の社交の程度」を「社会通念上相当と認められる程度」 に改める。